鹿児島市障害福祉計画第7期計画・鹿児島市障害児福祉計画第3期計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について

1. 意見の募集期間　　令和5年12月21日（木）～令和6年1月25日（木）

2. 意見の提出者数（件数）　　10人2団体（88件）

3. 意見の対応状況

（単位：件）

項目 / 対応区分	(1) 第1章「計画策定の趣旨」について	(2) 第2章「令和8年度の目標値の設定」について	(3) 第3章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	(4) 第4章「地域生活支援事業等の実施」について	(5) 第5・6章「関係機関との連携」・「計画の点検・評価」について	(6) その他、計画全般について	計
A. 意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの	0	0	0	2	0	1	3
B. 意見の趣旨等は、計画（素案）に盛り込み済みのもの	5	5	3	10	4	6	33
C. 計画には盛り込まないもの	0	1	1	0	0	0	2
D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	1	5	18	4	1	7	36
E. その他要望・意見等	1	0	2	5	1	5	14
計	7	11	24	21	6	19	88

鹿児島市障害福祉計画第7期計画・障害児福祉計画第3期計画素案に係るパブリックコメントの提出意見等の概要及び意見等に対する対応状況

項目

(1)　第1章 「計画策定の趣旨」について
(2)　第2章 「令和8年度の目標値の設定」について
(3)　第3章 「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について
(4)　第4章 「地域生活支援事業等の実施」について
(5)　第5・6章 「関係機関との連携」・「計画の点検・評価」について
(6)　その他、計画全般について

対応区分別の件数

対　応　区　分	件数
A. 意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの	3
B. 意見の趣旨等は、計画（素案）に盛り込み済みのもの	33
C. 計画には盛り込まないもの	2
D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	36
E. その他要望・意見等	14
計	88

意見の提出者数	件数合計
10人2団体	88

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
1	(1)　第1章「計画策定の趣旨」について	障害は多様化しています。（難病患者も同様です） 行政の理解はもちろんですが、社会の理解促進のための広報、啓発が重要です。	ご意見は、第4章「1　理解促進・啓発事業」に盛り込んでおり、引き続き、障害や障害者等に対する理解を深めるための啓発活動に努めるとともに、ゆうあいガイドブック等を活用した各種制度の周知・広報を実施してまいります。	B
2	(1)　第1章「計画策定の趣旨」について	障害者雇用促進を（理解も広めて）	ご意見は、第2章「3福祉施設から一般就労への移行等」、第3章「2－5　就労移行支援」に盛り込んでおり、これまでも、関係機関と連携しながら、雇用前の雇入れ支援等を行うなど、障害者の一般就労への移行を推進していますが、引き続き障害や障害者等に対する理解を深めるための広報・啓発活動に努めるとともに、障害者の就労の場を広く確保できるようハローワーク等の関係機関との連携に努めてまいります。	B
3	(1)　第1章「計画策定の趣旨」について	自立と社会参加の実現を図り、地域全体で対応するシステムの構築を目指す。 障害のある私としてもありがたいです。	賛同のご意見として承り、計画の策定・推進に取り組んでまいります。	B

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
4	（1）　第1章「計画策定の趣旨」について	計画策定の趣旨は分かりやすい所もあるが、私たちの当事者には、何と難しいのだろうと思われるが、その辺を抜本的に伝えてもらいたいと思う。	賛同のご意見として承り、計画の策定・推進に取り組んでまいります。 また、可能な限り分かりやすい表現での策定に取り組んでまいります。	B
5	（1）　第1章「計画策定の趣旨」について	計画に係る法令根拠、計画期間、基本理念、計画に定める事項など容易に理解できました。	賛同のご意見として承り、計画の策定・推進に取り組んでまいります。	B
6	（1）　第1章「計画策定の趣旨」について	災害対策も考慮して頂きたい	災害時の対応等については、上位計画である「第五次鹿児島市障害者計画」に盛り込んでおり、ご意見は今後の事業の実施にあたり、参考とさせていただきます。	D
7	（1）　第1章「計画策定の趣旨」について	1ページ（1）計画の位置づけの8行目「令和6年度から令和8年度までの鹿児島市障害福祉計画第7期計画」を「令和6年度から令和8年度までの3年間を鹿児島市障害福祉計画第7期計画」にしたほうがより理解できる。	ご意見を踏まえ、「令和6年度から令和8年度までの鹿児島市障害福祉計画第7期計画」を「令和6年度から令和8年度までの3年間を鹿児島市障害福祉計画第7期計画」に変更いたします。	E
8	（2）　第2章「令和8年度の目標値の設定」について	一般就労先にも障害者に対する理解を 障害者、うつ病等が 働きやすい環境体制に配慮を	ご意見は、第2章「3福祉施設から一般就労への移行等」、第3章「2－5　就労移行支援」に盛り込んでおり、これまでも、関係機関と連携しながら、雇用前の雇入れ支援等を行うなど、障害者の一般就労への移行を推進していますが、引き続き障害や障害者等に対する理解を深めるための広報・啓発活動に努めるとともに、障害者の就労の場を広く確保できるようハローワーク等の関係機関との連携に努めてまいります。	B
9	（2）　第2章「令和8年度の目標値の設定」について	「令和8年度の目標値の設定」についてとてもいいと思います。	賛同のご意見として承り、計画の策定・推進に取り組んでまいります。	B

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
10	（2）　第2章「令和8年度の目標値の設定」について	P4　入所者の地域生活への移行 目標値について、とても素敵な理想だと思います。 その一方で、そもそも行き場がなく困っている本人や御家族がいることを御存知でしょうか。 グループホームなどでの生活が、年金だけで成り立たないケースもあります。 グループホームなどの経営自体が難しく、働き手も定着するのに困難が目立ちます。 本人や御家族の高齢化も大きな課題です。 多くの課題をどのようにクリアしていくのでしょうか。 本人が福祉サービスを利用しながら地域で生活できるための仕組み自体が不十分です。	今回の国の基本指針では、施設入所者を4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とするとなっておりますが、本市の施設入所者の減少率や待機状況など、本市のこれまでの実績及び実情を踏まえて、今回3%の削減としたところです。 今後も障害者等が地域で生活できるよう、関係機関等と協力してまいります。	B
11	（2）　第2章「令和8年度の目標値の設定」について	令和4年度末の施設入所者数を3%以上少なくするということは、私達当事者には本当にうれしく思うとともに明るい話題となることでしょう。	賛同のご意見として承り、計画の策定・推進に取り組んでまいります。	B
12	（2）　第2章「令和8年度の目標値の設定」について	国の基本指針、これまでの計画の実績、市の実情を踏まえたものであると思います。	賛同のご意見として承り、計画の策定・推進に取り組んでまいります。	B
13	（2）　第2章「令和8年度の目標値の設定」について	4ページ　国の指針　3行目「4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する」となっており、市の方針は、4年度末の施設入所者数から3%以上減少させるとあるが、国の方針に合わせて5%以上とすべきと思う。	施設入所者数の減少については、本市の施設入所者の減少率や待機状況など、本市のこれまでの実績及び実情を踏まえて設定していることから、原案のとおりとさせていただきます。	C
14	（2）　第2章「令和8年度の目標値の設定」について	3　福祉施設から一般就労への移行等 就労継続支援B型、就労支援A型、就労移行支援を利用していく中でステップアップするような体制づくりをしてほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
15	（2）　第2章「令和8年度の目標値の設定」について	6　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 福祉サービスの利用に関してハードルが高いイメージがある。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
16	(2)　第2章「令和8年度の目標値の設定」について	6　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 福祉サービスについて、もっと身近に分かりやすく周知してほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
17	(2)　第2章「令和8年度の目標値の設定」について	6　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 福祉サービスを利用するまでに、手続きが煩雑で時間がかかるので簡素化を図ってほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
18	(2)　第2章「令和8年度の目標値の設定」について	6　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 申請から認定調査までの期間に時間がかかるので改善してほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
19	(3)　第3章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	シェアハウスとか空き家とか利用して障害者（親なき後も含む）が（共同住宅）働ける場、住める所の提供を。	ご意見は、第3章「1　訪問系サービス」と「2　日中活動系サービス」「3　居住系サービス」に盛り込んでおり、安心して地域で生活することができるよう在宅や共同生活での支援に努めるとともに、障害者の雇用の推進や障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための地域生活支援拠点の機能の充実に努めてまいります。	B
20	(3)　第3章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	指定障害福祉サービス等の見込量と確保について読みました。国基本指針、計画の実績、市の実情を踏まえた内容だと思います。	賛同のご意見として承り、計画の策定・推進に取り組んでまいります。	B
21	(3)　第3章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	3－2　共同生活援助（グループホーム） グループホームを利用していて家賃補助に助かっているので継続してほしい。	賛同のご意見として承り、計画の策定・推進に取り組んでまいります。	B

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
22	（3）　第３章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	56ページ　指導監査の結果で過去から改善した内容を記載したほうがより理解できる。	当該取組は、実地指導結果等の関係部署との共有についての内容になりますので、原案のとおりといたしますが、主な指摘事項については、本市ホームページで情報共有を行っております。	C
23	（3）　第３章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	外出時の移動等の支援などが身体障害者にはない。 車いすの補助をする人がいなかったため、本人の希望する日時にタクシーの予約をができなかったと聞いたことがあります。	障害者の移動支援については、第４章「６－１　移動支援事業」に盛り込んでいますが、ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
24	（3）　第３章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	私は現在ホームヘルプサービスとB型作業所を利用しながら精神科の外来に行き、薬を1か月に1回の割合でもらっている。病院としては、外来の場合に通わないと薬は出さないというが、家が山間部のために車で行けなくなったらどうしようかと考えます。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
25	（3）　第３章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	短期入所について、医療ケアが必要な方が利用できる施設が少なく、思うように利用できない（夜間帯での看護師の配置が難しい等）利用できる施設を増やしてほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。 今後も事業所等と連携し、取り組みを推進してまいります。	D
26	（3）　第３章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	P37　地域定着支援の計画が2人となっています。厚生労働省の令和3年11月の資料によると、地域定着支援の利用実績は鹿児島県は7件となっております。 　47都道府県の中で、一桁の県は9県（そのうち0件が3県のため、実施事業所がない可能性があります）です。宮崎県の利用実績は56件、熊本県は57件です。地域定着支援は地域で生活をサポートする上では自立生活援助と同様に大切な支援だと考えます。使える事業をうまく使えていない可能性があります。相談支援事業所に事業の内容の理解をしていただく工夫や計画（数）そのものの見直しも必要。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
27	（3）　第３章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	P29　短期入所について 医療型の短期入所の事業者数について。日中型の短期入所はふえていますが、実際は宿泊型の希望が多いです。宿泊型の短期入所の数を明確に計画にいれることが必要。	短期入所の指定については、日中型か宿泊型を指定する必要はなく、数の把握はできていないところです。また、利用者についても、短期入所の利用者数及び利用延べ日数については把握が可能ですが、内訳については把握できないところです。 今回のご意見は、今後の事業実施にあたり参考にさせていただきます。	D
28	（3）　第３章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	P53　各専門部会で出てきた課題で横断的な課題がある場合がある。専門部会の回数を増やし、共通の課題をどうするか検討することと協議会（本会議）と連動させる機能をもった会合が必要。	本計画の第２章の「５相談支援体制の充実・強化等」の②に盛り込んでおり、地域課題の解決に向けて自立支援協議会定例会と専門部会が連携していく取り組みを進めることとしているため、ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
29	（3）　第３章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	お泊りの出来る短期入所の利用先がもっと増えてほしいと願います。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
30	（3）　第３章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	医療的ケア児や強度行動障害をもつ人のためのヘルパーさんの確保が難しいです。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
31	（3）　第３章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	２－６　就労継続支援（A型、B型） 事業所に精神疾患について理解してほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
32	（3）　第３章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	２－６　就労継続支援（A型、B型） 就労継続支援B型事業所の工賃を上げてほしい。	国の通知において、事業所は工賃水準を高めていくことが求められておりますので、ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
33	（3）　第３章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	２－６　就労継続支援（A型、B型） 入院患者さんに就労継続支援（A型・B型）のことを教えてほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
34	（3）　第３章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	４－１　計画相談支援 相談支援事業所の空きがない。新規の利用がスムーズに行えない。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
35	（3）　第３章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	８－１　基幹相談センターの配置及び相談支援体制 相談したのに（精神疾患の）専門ではないからわからないと言われた。	障害者基幹相談支援センターでは、精神疾患も含む様々な障害に対応するため高度な専門知識を有する職員を配置しております。 今回のご意見は、基幹相談支援センターに情報提供させていただき、今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
36	（3）　第３章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	７－２　精神障害者の地域移行及び地域生活にかかる支援 精神科病院における退院支援プログラムを行政も連携して構築してほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
37	（3）　第３章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	７－２　精神障害者の地域移行及び地域生活にかかる支援 精神科病院が終の住処でないことを入院患者さんへ伝える取組をしてほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
38	（3）　第３章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	７－２　精神障害者の地域移行及び地域生活にかかる支援 入院患者さんが地域の住民と触れ合える機会を増やし、社会とのつながる機会を増やしてほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
39	（3）　第３章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	７－２　精神障害者の地域移行及び地域生活にかかる支援 入院患者さんに就労継続支援（A型、B型）のことを教えてほしい。知る機会を作ってほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
40	（3）　第３章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	37、45、47ページの（4）サービス見込量（第7期3期計画）が第6期第2期計画の実績からするとかなり少ない数字となっているので、もう少し実態に合わせて数値を上げ、利用者側の意向にしたほうが良いと思う。	サービス見込量については、本市の実績及び実情等を踏まえて見込んでおりますが、ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
41	（3）　第３章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	ヘルパー支援について、痰吸引が必要な方の支援を行う際に、ヘルパー一人一人が、利用者ごとに訪問看護師の実習指導を受けなければならない。実習に関わる費用をヘルパー事業所が負担している為費用の助成が欲しい。また実習を終えたスタッフが少なく、思うように利用できない為、実習の簡略化を図り、支援に入れるスタッフを増やして欲しい	有資格者の配置など人員の体制の確保については、事業所の責務で行うことと考えておりますので、ご意見として承ります。	E

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
42	(3)　第3章「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」について	2－6　就労継続支援（A型、B型） 作業が遅かったり、製品の出来が悪い人たちはみんなからはじき出されそうである。安心して通所できるようになってほしい。	事業所の利用は、事業所と利用者間の契約となりますが、事業所がご自分の特性に合わないなどのお困りごとがありましたら、相談支援事業所などへご相談ください。	E
43	(4)　第4章「地域生活支援事業等の実施」について	58ページの中にボランティア活動があり、過去にどのような活動を行っていたか、その内容を記載したほうが良いと思う。	自発的活動支援事業の本人活動支援事業については、地域の清掃活動を行っており、ご意見を踏まえ、「地域の清掃活動などのボランティア活動」と内容を記載いたします。	A
44	(4)　第4章「地域生活支援事業等の実施」について	75ページ(4)見込量び第7期第3期計画で令和7年度入門講座83人、基礎64人は、前後年度と比べると増、減がありますが、見込み数と同じ69人と77人にしたほうが理解できる。	手話奉仕員養成研修事業につきましては、年度毎に入門講座、基礎講座を交互に実施している会場が1会場あることから、このような見込となっております。ご意見を踏まえ、その旨を記載いたします。	A
45	(4)　第4章「地域生活支援事業等の実施」について	住宅だけでなく仕事も（住宅から通える）紹介を （作業所ではなく）理解ある所を（農林、漁業等でも）	雇用については、第3章「2　日中活動系サービス」に盛り込んでおり、今後とも関係機関と連携を図り、雇用の推進に努めてまいります。	B
46	(4)　第4章「地域生活支援事業等の実施」について	鹿児島市という地域の特性や利用する方の状況に応じたものであると思います。	賛同のご意見として承り、計画の策定・推進に取り組んでまいります。	B
47	(4)　第4章「地域生活支援事業等の実施」について	1　理解促進・啓発事業 精神疾患にかぎらず障害の偏見をなくしてほしい。	ご意見は、第4章「1　理解促進・啓発事業」に盛り込んでおり、引き続き、障害や障害者等に対する理解を深めるための啓発活動に努め、今後とも周知・広報を実施してまいります。	B

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
48	（4）　第4章「地域生活支援事業等の実施」について	1　理解促進・啓発事業 精神疾患を持っていても、地域に根付いて働き、生活できることを知ってほしい。	ご意見は、第4章「1　理解促進・啓発事業」に盛り込んでおり、引き続き、障害や障害者等に対する理解を深めるための啓発活動に努め、今後とも周知・広報を実施してまいります。	B
49	（4）　第4章「地域生活支援事業等の実施」について	1　理解促進・啓発事業 隣近所や行政の方が理解をもっとしてほしい。	ご意見は、第4章「1　理解促進・啓発事業」に盛り込んでおり、引き続き、障害や障害者等に対する理解を深めるための啓発活動に努め、今後とも周知・広報を実施してまいります。	B
50	（4）　第4章「地域生活支援事業等の実施」について	1　理解促進・啓発事業 メディアに取り上げてほしい。	ご意見は、第4章「1　理解促進・啓発事業」に盛り込んでおり、引き続き、障害や障害者等に対する理解を深めるための啓発活動に努め、今後とも周知・広報を実施してまいります。	B
51	（4）　第4章「地域生活支援事業等の実施」について	1　理解促進・啓発事業 精神疾患体験談（リカバリーストーリー）を教育の場や地域住民に話しをする機会を作り、正しい知識の普及啓発に取り組んでほしい。	ご意見は、第4章「1　理解促進・啓発事業」に盛り込んでおり、専門学生や地域住民等に対して、リカバリーストーリーの発表等普及啓発に取り組んでおります。引き続き、正しい知識と理解を深めるための啓発の機会確保に努め、取組を実施してまいります。	B
52	（4）　第4章「地域生活支援事業等の実施」について	1　理解促進・啓発事業 リカバリーストーリーがこれから困難に出会うであろう学生さんに伝えられる機会が多くあるほうがいいと思う。	ご意見は、第4章「1　理解促進・啓発事業」に盛り込んでおり、専門学生や地域住民等に対して、リカバリーストーリーの発表等普及啓発に取り組んでおります。引き続き、正しい知識と理解を深めるための啓発の機会確保に努め、取組を実施してまいります。	B
53	（4）　第4章「地域生活支援事業等の実施」について	3－3　住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 7－2　精神障害者の地域移行及び地域生活にかかる支援 退院して、住む場所に保証人が必要でなかなかアパートマンションが見つからず地域移行が進まない。 部屋を借りる際にスムーズになってほしい。	ご意見は、第4章「3－3　住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」に盛り込んでおり、引き続き、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等を対象に支援してまいります。	B

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
54	（4）　第4章「地域生活支援事業等の実施」について	６－１　移動支援事業 精神疾患の人に移動支援が利用できるようになってほしい。	ご意見は、第4章「６－１　移動支援事業」に盛り込んでおり、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害支援区分が区分１以上で、かつ、行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準表において５点以上の方が利用できます。	B
55	（4）　第4章「地域生活支援事業等の実施」について	私は、平成15年から市営住宅の申し込みに苦労しました。エレベーターのない住宅の場合は、1階は障害者にという思いやりが欲しかったです。	市営住宅のバリアフリー対応や障害者向けの市営住宅の供給については、本計画の上位計画である「第五障害者計画」に盛り込んでおり、ご意見は、今後の事業の実施にあたり、参考とさせていただきます。	D
56	（4）　第4章「地域生活支援事業等の実施」について	移動支援について、精神障害者が利用したい場合、利用条件が厳しすぎて該当する方が少ない（身体的な事や判断力を問う内容が中心）。精神障害の特性に合わせた独自の基準を作ってほしい。（被害妄想の為に一人で外出するのが難しい等）	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。 今後もニーズ等の把握に努めてまいります。	D
57	（4）　第4章「地域生活支援事業等の実施」について	P63 移動支援について 精神障害者の移動支援について相談支援事業所にアンケート調査がはいっているが、精神科病院（これから退院する人）や就労事業所（送迎がないと外出など難しい等）など範囲をひろげ、数を拾う必要がある。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。 アンケート調査の範囲については、必要に応じて拡大してまいります。	D
58	（4）　第4章「地域生活支援事業等の実施」について	移動支援に関して。精神疾患をお持ちの方だけ、移動支援の対象となるハードルが高く思います。対象となる基準表を見せて頂きましたが、基準が厳しく、本当に必要と思われる方が、なかなか利用対象になれていないです。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。 今後もニーズ等の把握に努めてまいります。	D
59	（4）　第4章「地域生活支援事業等の実施」について	ピア・サポーターのものですが、当事者相談（ピアカウンセリング）と4章に記してあるが、違いはあるのかよく分からないと思う。	専門的な用語について、用語解説を作成します。	E

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
60	（4）　第4章「地域生活支援事業等の実施」について	基幹相談支援センターの職員がコロコロ変わり、誰に相談していいのかわからない。人が替わったらやり方も変わるので、長期的な相談ができない。他の市町村では1法人に委託して実施している所の方が多く、継続的な支援が見込まれる。	基幹相談支援センターの運営については、市内の相談支援事業所等で構成される運営協議会の代表法人に委託しており、会員の中から高度な専門性と実績を有する相談支援専門員を派遣していただく輪番制をとっているところです。この体制により、専門が異なる経験豊かな職員があらゆる視点から相談業務に対応できるほか、相談支援事業所のネットワークを生かせるなどのメリットもございますのでご理解いただきたいと思います。 なお、各種相談案件については相談記録システムを活用することにより、全職員で内容を共有し、長期的な相談や支援にも対応しているところです。	E
61	（4）　第4章「地域生活支援事業等の実施」について	１　理解促進・啓発事業 学校教育の中で精神疾患のことを正しく伝えてほしい。	ご意見として承ります。	E
62	（4）　第4章「地域生活支援事業等の実施」について	６　移動支援事業 バスの便が減り、移動に困っているので、JRへ障害者割引の働きかけをしてほしい。	ご意見として承ります。	E
63	（4）　第4章「地域生活支援事業等の実施」について	１９　重層的支援体制整備事業 相談機関が保健所、基幹相談センター、地域活動支援センターだけなので、長寿あんしんセンターのような相談できる場（地域住民の方も気軽に相談できる場）を提供してほしい。 ２４時間３６５日相談できる場所があってほしい。	本市では、基幹相談センター、地域活動支援センターのほかに、各障害に応じ市から委託を受けた相談員（相談員もそれぞれの障害者や関係者）が必要な助言・支援等を行っております。 詳しくはゆうあいガイドブックやホームページ等をご確認ください。	E
64	（5）　第５・６章「関係機関との連携」・「計画の点検・評価」について	82ページ　3連携協力の中で「本計画の推進に当たっては、障害者自立支援協議会等を通じて、障害者団体、医療機関」とあるが「本計画の推進に当たっては、障害者施策推進協議会及び障害者自立支援協議会と連携し、障害者団体、医療機関」としたほうが分かりやすいと思う。	本計画の推進にあたっては、第5章「関係機関との連携に関する事項」のとおり、施策推進協議会も含め、その他のさまざまな会議やネットワークを通じて実施に努めることとしております。	B
65	（5）　第５・６章「関係機関との連携」・「計画の点検・評価」について	シェアハウスとか共同住宅（障害者用）、親なき後も障害者生活支援を。	ご意見は、第3章「１　訪問系サービス」と「３　居住系サービス」に盛り込んでおり、安心して地域で生活することができるよう在宅や共同生活での支援に努めるとともに、障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための地域生活支援拠点の機能の充実に努めてまいります。	B

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
66	（5）　第5・6章「関係機関との連携」・「計画の点検・評価」について	「関係機関との連携」・「計画の点検・評価」等、とてもいいと思います。 とてもいい世の中になってきてありがたいです。	賛同のご意見として承り、計画の策定・推進に取り組んでまいります。	B
67	（5）　第5・6章「関係機関との連携」・「計画の点検・評価」について	施策推進協議会、自立支援協議会をはじめ、各種関係団体や障害者等にかかわる機関との連携が不可欠かと思います。綿密かつ効果的なものであってほしいと思います。	ご意見は、第5章「関係機関との連携に関する事項」に盛り込んでおり、今後とも施策推進協議会、自立支援協議会をはじめ関係機関と連携し、計画の策定・推進に取り組んでまいります。	B
68	（5）　第5・6章「関係機関との連携」・「計画の点検・評価」について	天災とか災害対策にも福祉避難所確保などを	災害時の対応等については、上位計画である「第五次鹿児島市障害者計画」に盛り込んでおり、ご意見は今後の事業の実施にあたり、参考とさせていただきます。	D
69	（5）　第5・6章「関係機関との連携」・「計画の点検・評価」について	83ページ　PDCAサイクル図の中で、改善（Action）と評価（Check）と正しい英語を入れたほうが理解できる。	PDCAサイクルの図に改善（Action）と評価（Check）を記載します。	E
70	（6）　その他計画全般について	鹿児島市は、令和2年7月に「SDGs未来都市」に選定されており、今回同計画の中に「持続可能な開発目標」を全体と各章の初めに記載したほうが理解できる。	ご意見を踏まえ、第1章「計画策定の趣旨」にSDGsとの関連を記載いたします。	A
71	（6）　その他計画全般について	団体に入っていない障害者もいます。鹿児島ひろばとか会報とかに情報提供を。 福祉祭り等イベントでも情報提供、相談窓口とかを	ご意見は、第4章「1　理解促進・啓発事業」に盛り込んでおり、引き続き、障害や障害者等に対する理解を深めるための啓発活動に努めるとともに、ゆうあいガイドブック等を活用した各種制度の周知・広報を実施してまいります。	B
72	（6）　その他計画全般について	私事を書いて申し訳ありません。 共生する社会を実現する。ありがとうございます。よろしくお願いします。	賛同のご意見として承り、計画の策定・推進に取り組んでまいります。	B

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
73	（6）　その他計画全般について	指定難病に係る特定医療費受給者数が増加しております。 障害特性も多様化しており、理解促進の為の啓発・広報が重要となっております。難病による障害特性を理解して頂く事が最も重要な一つです。社会生活（就労など）の環境において、行政として、公的な啓発・広報をよろしくお願いします。	ご意見は、第４章「１　理解促進・啓発事業」に難病者についても盛り込んでおり、引き続き、障害や障害者等に対する理解を深めるための広報・啓発活動を実施してまいります。	B
74	（6）　その他計画全般について	ひとりの市民として、障害のある方への理解支援をしていければと思っております。	障害者施策にご理解いただきありがとうございます。 賛同のご意見として承り、計画の策定・推進に取り組んでまいります。	B
75	（6）　その他計画全般について	３章６－３のように精神障害者のピアサポートの活動に関する内容を計画に盛り込んでほしい。	ご意見は、第４章「１　理解促進・啓発事業」に盛り込んでおり、ピアサポーターによるリカバリーストーリーの発表や地域住民等との交流等、普及啓発活動に取り組んでおります。引き続き、正しい知識と理解を深めるための啓発の機会確保に努め、取組を実施してまいります。	B
76	（6）　その他計画全般について	社会が醸成して、精神疾患があってもその人の持っている得意分野を活かせて社会に溶け込んで生活ができる世の中になってほしい。	ご意見は、第３章「７　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に盛り込んでおります。今後とも、保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、障害の有無にかかわらずだれもが安心して暮らすことのできる地域づくりのための協議・取組を継続してまいります。	B
77	（6）　その他計画全般について	（人工肛門・人工膀胱の保有者）オストメイトの高齢化が進んでいる中、介護関係者の方々へのストーマ研修が重要です。行政指導のストーマ研修開催が必要。	障害者への理解促進は重要なことであり、介護担当部門とも連携しながら今後の事業の実施にあたり、参考とさせていただきます。	D
78	（6）　その他計画全般について	災害時のストーマ装具の避難所での備蓄が必要です。また、オストメイト対応のトイレが必要です。	災害時の対応等については、上位計画である「第五次鹿児島市障害者計画」に盛り込んでおり、ご意見は今後の事業の実施にあたり、参考とさせていただきます。	D
79	（6）　その他計画全般について	障害者団体や会合、家族会などからヒアリングを実施し、アンケートの結果からは見えない声を拾う必要がある	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
80	（6）　その他 計画全般について	障害福祉計画策定にあたり、今後、当事者団体や私たちのような交流会などの障がい当事者が集まる会でのヒヤリングを是非取り組んでほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
81	（6）　その他 計画全般について	鹿児島市が精神障害者ピアサポーター養成研修を行っているが、ピアサポーターの訓練が終わっても雇用先が見つからず、活躍の機会がないため、利用先や雇用先が増えるよう関係機関へ働きかけてほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
82	（6）　その他 計画全般について	多くの人がピアサポーターとして雇用ができるために、マンパワーを増やす・育成システムを構築する重層的な仕組みづくりをしてほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
83	（6）　その他 計画全般について	ヘルプカードが体調が悪い時も使いやすいようになってほしい。普及啓発に積極的に取り組んでほしい。	ご意見は今後の事業の実施にあたり参考とさせていただきます。	D
84	（6）　その他 計画全般について	第１章～６章まで読んでみました。 わかる点もあり、また、分かりにくい所もある。 良い勉強になりました。ありがとうございます。	賛同のご意見として承り、計画の策定・推進に取り組んでまいります。 また、可能な限り分かりやすい表現での策定に取り組んでまいります。	E
85	（6）　その他 計画全般について	計画の中に、市ナイスハート支援事業、コーディネータ、包容（インクルージョン）、モニタリング報告書、地域包括ケアシステム、チャレンジド、要約筆記者など専門用語があり分かりにくいので注釈すると分かりやすいと思う。	専門的な用語について、用語解説を作成します。	E
86	（6）　その他 計画全般について	鹿児島市がピアサポーター雇用の全国のさきがけになるように鹿児島市の保健所窓口に精神疾患のあるピアサポーターをスタッフとして雇用してほしい。	ご意見として承ります。	E

番号	項　目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
87	（6）　その他計画全般について	身体障害者手帳を更新する際に文書で通知を出してほしい。ミライロIDでは、メールで通知してくれると聞いたが、ミライロIDについて周知を図ったらどうか。	身体障害者手帳について、再認定期日が定められている方には期日の1か月前に文書で通知しております。 ミライロIDについては、市ホームページ等で周知を図っているところでございます。	E
88	（6）　その他計画全般について	お金の面で困っている方々が大勢いらっしゃる。国が面倒を見てくださると聞くが、果たして満足する生活ができているか疑問に思う。 障害年金をもらわなくても生活できる収入を得ることがある世の中になってほしい。	ご意見として承ります。	E